社会福祉法人鶴林園 役員報酬規程

社会福祉法人鶴林園

社会福祉法人鶴林園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鶴林園(以下「法人」という。)定款第23条の規定に基づき、理事及び監事(以下「役員」という)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、業務に応じた報酬等を支給する。

(法人職員給与との併給)

第3条 法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

		, -	0	
(1)	理事会への出席	日額	10,	000円
(2)	評議員会への出席	日額	10,	000円
(3)	評議員選任・解任委員会への出席	日額	10,	000円
(4)	監事監査への出席	日額	10,	000円
(5)	法人業務のための出勤	日額	10,	000円
	ただし同一日に行われる業務に対しての	報酬は	、いず	れかのみとする。

2 各年度の報酬等の総額は3,500,000円を超えない範囲で支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、業務の都度、現金支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第6条 役員に対する費用弁償は、次のとおりとする。

(1)	理事会に出席した場合	2,	000円
(2)	評議員会に出席した場合	2,	000円
(3)	評議員選任・解任委員会に出席した場合	2,	000円
(4)	監事監査に出席した場合	2,	000円
(5)	法人業務のための出勤の場合	2,	000円
	ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場	合は	、旅費規程に基づ

ただし、交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を支払うことができる。

(端数の処理)

- 第7条 この規程による計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
 - (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50銭以上1円未満の端数についは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。 令和 2年4月1日 一部改正